

資料1

第1回事例の整理：店舗内設置カメラ

2016年8月30日
カメラ画像利活用SWG 事務局

スコープの振り返り

“設置空間”については、以下の定義に基づくものとする。

パブリック空間とは

↳不特定多数の生活者が往来する空間

プライベート空間とは

↳入口やゲートなどで区切られ、特定の生活者のみ往来する空間

顔等、個人に紐づく情報の認識せずに利用

撮影した元のカメラ画像

元画像自体を
活用可能？
・展望カメラ

顔等、個人に紐づく情報を認
識し加工措置（※1）

加工して利用
（識別非特定化あるいは
非識別非特定化）

加工した情報に識別子を
付与してトレース（動線
取得）

識別子を特定個人へ紐づけ

公共空間
・タクシー・ドライブレ
コーダ
・街頭設置カメラ

特定リストと紐づけ
（指名手配犯など）

準公共空間
・駅構内カメラ
・店舗前設置カメラ（店舗
外を撮影）

特定リストと紐づけ
（指名手配犯など）

店舗・施設内など特定空
間
・店舗内設置カメラ
・レジ内蔵カメラ
・警備員装備カメラ

店舗・施設内など特定
空間
・店舗内設置カメラ

特定リストと紐づけ
（ポイントカードなど）
（※2）

今回のガイドブックで定めるスコープ

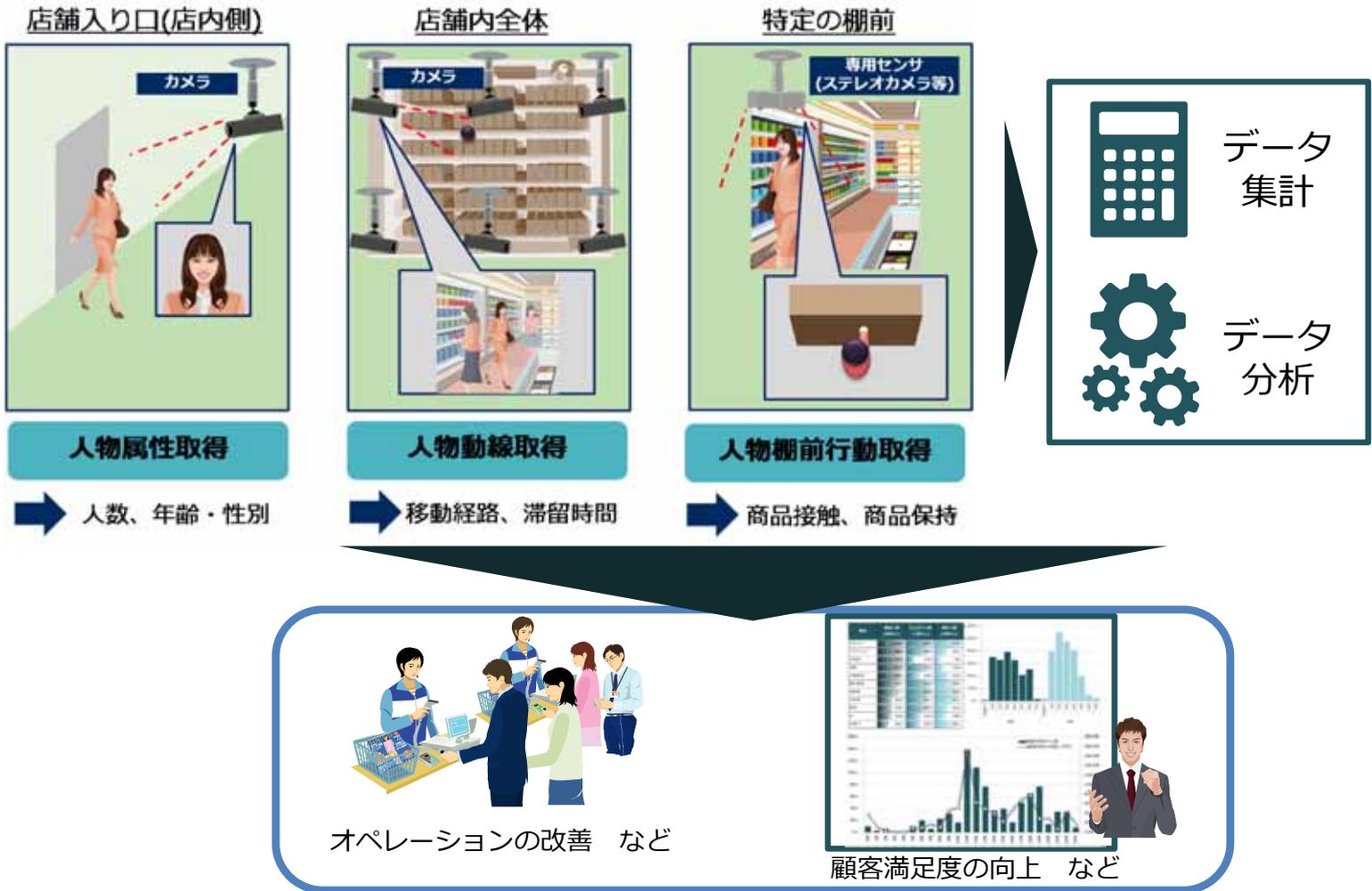
（オプトインを取得できないが、事業者からのニーズが大きい部分）

※1: カメラの機能として自動的に顔の形状を認識してしまう事例を含む。

※2: 会員サービス等において、例えば「来店時に、会員であることを識別しサービスを行う」などの場合は、事業者がデータの利用に際して本人同意を予め取得している必要があるため、現行制度の枠内で検討可能なため、本SWGのスコープ外とした。

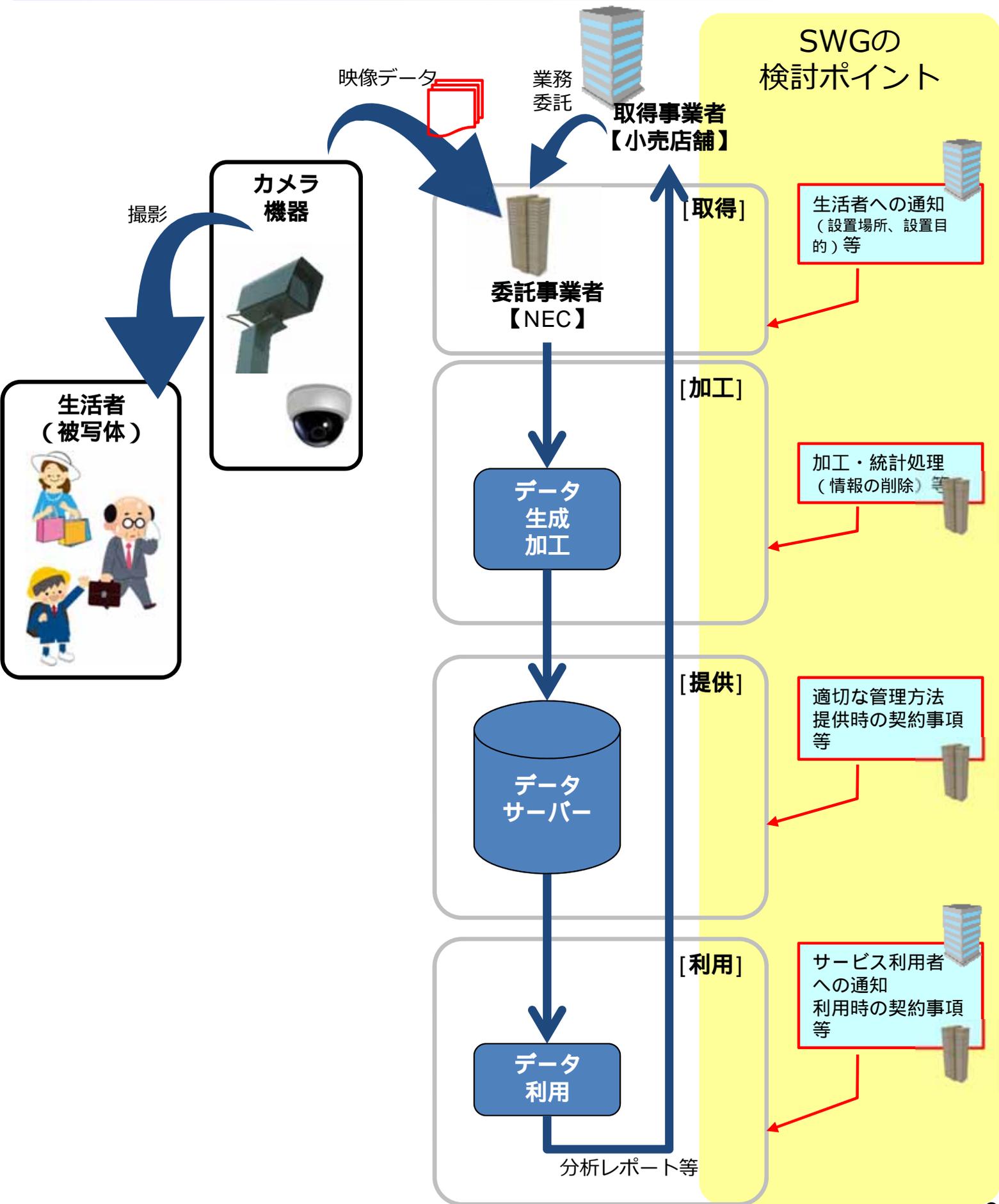
第1回事例の振り返り（概要）

店舗内に設置されたカメラやセンサを用いて、来店者の人数、年齢・性別、移動経路、棚前での動きを取得・分析することで、マーチャンダイジングへの活用やオペレーションの最適化を図る



適用ケース	取得する情報	データの生成と保持
①オペレーション改善によるレジ混雑の緩和、フロア内作業効率化	人数、年齢、性別から、平均滞在時間、滞在人数を予測	<ul style="list-style-type: none"> 入店時に撮影した画像から特徴量データを生成（画像は即時破棄） 特徴量データから人物属性を推定、混雑予測に反映した後で破棄
②最適な品揃えや棚割、レイアウト変更等による顧客満足度や顧客経験価値の向上	属性、移動経路、滞留箇所、棚前での商品選定の特性から、通過困難場所等を把握（POSデータも活用する場合あり）	<ul style="list-style-type: none"> 入店時に撮影した画像から特徴量データを生成（画像は即時破棄） 特徴量データは、対象者が退店するまで保持
③来店者の嗜好に合わせた品揃えの拡充やプロモーション施策による顧客満足度、顧客経験価値の向上	属性取得時の「特徴量データ」を破棄せず一定期間保持することで、来店者のリピートを把握（個人は特定しない）。	<ul style="list-style-type: none"> 入店時に撮影した画像から特徴量データを生成（画像は即時破棄） 特徴量データを一定期間保持（取り扱い商品により期間は様々であると想定）

第1回事例のプレイヤーと検討ポイント



第1回での主な指摘事項

事例について頂いたご意見・ご指摘は、以下表の通り。
ローカル環境での処理であること、適切なデータ処理がなされていることから、主に「生活者への通知」に対する内容であった。

#	観点	ご指摘
1	生活者への配慮 (通知)	店舗内でカメラが稼働していることは、社会的に浸透している。カメラの稼働自体よりもどのように処理されているかが課題。
2		設置主体と撮影目的を正しく伝える必要がある。委託事業者名ではなく、事業主体者を明確にする必要がある。
3		アイコン化の際には、インバウンドの考慮も必要。
4	安全管理措置 (全般)	データ処理、保存場所について、プロセスと情報で区分した規定に期待。
5	安全管理措置 (データ存在領域)	ローカル環境だけではなく、クラウドやVPNなども想定するべき。
6	安全管理措置 (データライフサイクル)	特徴量の生成と破棄について、ケースごとのライフサイクルを分かり易くまとめる。
7	生活者へのPR (透明性)	〇〇マークなどアイコン化は必要ではあるが、認知向上が課題となるため、普及啓蒙(消費者教育)を検討するべき。

カメラ画像利活用ガイドブック（仮称）【案】

- 第1回事例を受け、成果物への反映を以下のように想定
※赤文字部分が追加反映内容

1. はじめに
2. 本ガイドブックのスコープ
 2. 1. SWGでは取り扱わない範囲（リスト）
 - － IPアドレス入力により視聴可能なカメラのケース
 - － 個人を特定して会員向けサービスなどに利用するケース
3. 配慮原則と保護方針
 3. 1. 取得時の配慮（生活者への通知・説明を含む）
 - － カメラの種類及び撮影画像の詳細（顔認識している など）
 - － 取得画像から生成する情報
 - － 生成情報の利用目的
 - － データ取得の主体事業者 など
 3. 2. 加工時の配慮
 - － データライフサイクル
 - ↳画像の撮影・破棄のタイミング
 - ↳情報の生成・破棄のタイミング など
 3. 3. 利用時の配慮
 - － 利用範囲（データアクセス者） など
 3. 4. 推奨される安全管理措置
 - － データ保管領域のセキュリティ
 - － ネットワーク上のリスク対策 など
4. 適用ケース
 - ※本SWGで取り上げた事例と、対処方法を記す
 - ※事例は継続的に蓄積し、拡充する（事例名や社名等は削除する）
5. その他
 5. 1. 生活者へのPR
 5. 2. インバウンド認知を想定したアイコン化
6. リファレンス

- 留意事項：
クレジットは、経済産業省、総務省、IoT推進コンソーシアム の連名表記で調整中